

青森県電子申請 A S P サービス提供業務企画提案募集
実施要領

1 調達内容

(1) 業務名

青森県電子申請 A S P サービス提供業務

(2) 業務の目的

青森県（以下「県」という）に対する申請・届出等の手続について、住民・企業等がインターネットを利用して手続を行うことを可能とし、住民・企業等の利便性の向上を図る。

(3) 業務内容

青森県電子申請 A S P サービス（以下「本サービス」という。）を L G W A N — A S P にて提供する業務とし、詳細は、別紙「青森県電子申請 A S P サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に示す。

(4) 履行期間

ア サービス利用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

イ 初期構築期間

令和 9 年 3 月 31 日までをサービス利用開始に当たっての準備期間として、必要な業務を行うこと。

(5) 共同利用

当システムはスケールメリットによる経費削減を図るため、県内市町村との共同利用を予定している。共同利用の要件や参加予定の市町村については別紙「共同利用について」のとおりとする。

(6) 委託経費上限額

ア サービス利用期間

1,517,000 円／月（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

※ 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日の期間中の 1 月の利用料
別紙「共同利用について」に記載の参加市町村数に基づいての提案をすること。

ただし、別紙に記載の市町村数は、令和 8 年 8 月末現在で県の電子申請システムの共同利用に参加している市町村の情報であり、実際の委託経費は令和 9 年度からの共同利用に参加する市町村によって決定することに留意すること。

イ 初期構築期間

令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間はトライアル期間として原則サービス利用料は生じないものとするが、初期構築費用が必要な場合は提案内容に含めること。

2 企画提案応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと
- (2) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること
- (3) 国税・都道府県税・市区町村民税の滞納がないこと
- (4) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと
- (6) 特定非営利活動法人（NPO 法人）については、特定非営利活動促進法第 29 条に基づく事業報告書等を提出していること
- (7) 本業務に関連して提供される成果物または役務が、第三者の権利を侵害していないこと

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 企画提案提出書（様式 2）
- ウ 企画提案書（任意様式）

(ア) 記載事項

企画提案書に記載する提案事項は以下のとおりとする。（）内は仕様書の対応する部分を指す。

- a 導入スケジュール（第 1 章第 2 節）
本サービスの導入スケジュールを記載すること。
- b サービス機能（第 2 章第 2 節）
仕様書機能要件一覧に記載の項目のほか、実装可能な機能を提案すること。
- c 保守・監視（第 2 章第 4 節）
保守・監視体制及びデータ損失を防ぐためのバックアップ等について、仕様書に記載の内容と対比させながら、特色等について記載すること。
- d ヘルプデスクの体制等（第 3 章）
ヘルプデスクの体制等について、仕様書に記載の内容を確認の上、特色等について記載すること。
- e 研修の実施方法等（第 4 章）
職員への研修について、仕様書に記載の内容を確認の上、実施体制や特色等について記載すること。
- f 次期サービスへの移行支援（第 5 章）
本業務における契約終了時の次期サービスへの移行支援について、提案内容を具体的に記載すること。
契約終了時のデータの取扱いについて記載すること。
- g S L A 設定項目及び設定値（第 6 章）
 - (i) S L A に対する基本的な考え方
S L A に関する基本的な考え方について記載すること。
サービスレベルの目標項目の定義や測定方法、報告体制等について記載す

ること。

また、サービスレベル未達時の対応について、記載すること。

(ii) S L A 値

仕様書に記載の内容と対比させながら、実現範囲を提案し、特色等について記載すること。

h 業務実施体制等（第 7 章）

本業務に当たっての実施体制等について記載すること。

i U I デザイン

利用者及び自治体職員の操作性や利便性を高めるための UI/UX について記載すること。

j 共同利用

共同利用による価格面や運用面でのメリットを記載すること。

k 電子収納機能

システム上で手数料等を電子的に収納できる機能を提案すること。ただし、当該機能の追加に要する費用は本契約の見積額には含めないこと。

なお、電子収納機能に求める要件は以下を想定している。

- ・利用者の利便性（入力フォームの見やすさ、支払いまでの簡便さ）
- ・職員側の操作性（直感的な操作が可能か）
- ・決済ブランドの多様さ
- ・様々な業務プロセスへの柔軟な対応
- ・過誤納処理への対応の容易さ

l 追加提案

上記のほか、追加提案可能な機能や取組があれば記載すること。

(イ) 体裁

- ・サイズは日本産業規格 A 4 横サイズとする。
- ・ページ数に上限は設けないが、企画提案競技におけるプレゼンテーションの説明時間（20 分間）内に説明できること。
- ・右下にページ番号を記載すること。

エ 機能要件確認書

システムに関する機能要件は、「（仕様書別紙）機能要件一覧」及び「（仕様書別紙）非機能要件一覧」のとおりとする。それぞれの項目について、「対応」欄に仕様書及び機能要件一覧に記載する基準を参考のうえ、○、×で記載すること。「対応」は本システム本稼働時点での状況を記載すること。

対応済みの場合で、条件や特記事項がある場合は備考欄に記載すること。

なお、実現できない機能があることで本企画提案への参加を妨げるものではないが、評価の対象となるので留意すること。

オ 見積書（任意様式）

上記 1（6）「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で以下のとおり提案価格を見積もり、積算内訳（業務や機能の単価、数量）が分かるように作成すること。なお、（ア）と（イ）はそれぞれ見積書を提出すること。

(ア) サービス利用期間の提案価格

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1月あたりのサービス利用料を記載すること。

(イ) 初期構築期間の提案価格

令和9年3月31日までの準備期間に初期構築費用が必要な場合は、(ア)とは別に見積書を作成すること。なお、この期間はトライアル期間として原則サービス利用料は生じないものとする。

(2) 提出期限

参加表明書 令和8年10月 2日(金) 17時必着

企画提案提出書等 令和8年10月 6日(火) 17時必着

(3) 提出方法

上記3(1)に示す提出書類を、青森県総合政策部DX推進課暮らし・行政DXグループあて電子メールにより提出すること。なお、電子メール1通当たりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案は1者につき1提案とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。

エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

オ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

カ 提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式・A4判)を提出すること。

4 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年9月28日(月) 17時必着

(2) 質問方法

質問書(様式3)に記入の上、下記「9 問い合わせ先・応募窓口」に対し電子メールにより提出すること。なお、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、令和8年9月30日(水)までに質問書を提出した者あてに回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

5 事業実施候補者の選定

(1) 審査

ア 企画提案された内容について、オンラインによる審査を実施する。詳細については、参加表明書提出者あてに電子メールにより通知する。

イ プレゼンテーションにおける1社当たりの説明時間は20分、審査員による質問時間は15分(計35分)とし、本委託業務の業務責任者など、本業務に従事する者がプレゼンテーション及び質問に対応するものとする。

- ウ 審査は、県職員で構成する審査員が、審査基準に基づき実施する。
- エ 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とし、次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- オ 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、審査員の多数決により順位を決定する。
- カ 総合評価点が 5 割に達しない場合は、候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別添「青森県電子申請 A S P サービス提供業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」のとおりとする。

6 審査結果の通知と委託契約の締結

(1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して電子メール（審査結果通知文を添付）により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とする。県は、当該受注候補者と企画提案書を参考に業務内容、見積金額その他契約条件について個別に協議を行い、協議が調った場合に限り、それぞれ随意契約による委託契約を締結する。

イ 業務内容及び契約金額については、最優秀提案者の企画提案内容をそのまま適用することを保証するものではなく、県の予算等の条件に基づき協議の上、最終決定する。

ウ 上記アの協議において、提案内容の変更、仕様調整、提示金額等の条件について協議が成立しなかった場合、または妥当な契約条件が合意に至らなかった場合は、県は契約を締結しないことができる。この場合、必要に応じて優秀提案者（次順位者）と順次協議を行うことができる。

エ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

オ 本委託業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属し、県が業務において使用する場合において、受注者の許諾なく自由に使用できるものとする。

7 全体スケジュール（予定）

- 令和 8 年 9 月 17 日（木）：公告
- 令和 8 年 9 月 28 日（月）：質問受付期限（17 時必着）
- 令和 8 年 9 月 30 日（水）まで：質問回答
- 令和 8 年 10 月 2 日（金）：参加表明書提出期限（17 時必着）
- 令和 8 年 10 月 6 日（火）：企画提案提出書等提出期限（17 時必着）
- 令和 8 年 10 月 8 日（木）：企画提案競技審査（プレゼンテーション）
- 令和 8 年 10 月 13 日（月）以降：実施結果の通知

令和 8 年 1 0 月下旬頃：契約締結

8 その他留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- (5) 本委託業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。
- (6) 受注者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）等を遵守すること。
- (7) 受注候補者選定後であっても、当県又は共同利用参加市町村との個別協議において業務条件・契約金額等の合意に至らない場合、当県又は共同利用参加市町村は契約締結を行わない場合がある。なお、協議不成立により契約締結に至らなかった場合であっても、応募者及び受注候補者に生じた一切の損害、費用等について、県及び共同利用参加市町村はその責任を負わない。
- (8) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協議して決定するものとする。

9 問い合わせ先・応募窓口

青森県 総合政策部 D X 推進課 暮らし・行政 D X グループ 小野
所在地 〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号
電 話 017-734-9163
E-mail dxsuishin@pref.aomori.lg.jp